

資金名	資金使途										貸付条件※1						
	農地等の取得	農地等の改良	農舎等・ハウス等の建設・改良	農機具等の購入・整備	格納庫建設	家畜の購入・育成	果樹等の植栽・育成	短期運転資金	長期運転資金	負債整理	災害等にみる施設・農地等の復旧	農業経営の開始に必要な資金	貸付対象者	貸付限度額	貸付期間	貸付方法	返済方法
制 度 資 金	①農業近代化資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■認定農業者 ■認定新規就農者(認定就農者) ■一定の要件を満たす農業者(個人・農業法人・任意団体) ■農業参入法人	■個人：1,800万円 ■農業法人・任意団体：2億円 ■農業参入法人：1億5,000万円 ※2	■認定農業者：原則15年以内(うち据置期間7年以内) ■認定農業者以外：原則15年以内(うち据置期間3年以内) ■認定新規就農者：原則17年以内(うち据置期間5年以内) ※3	証書貸付	元金均等返済	
	②農業経営改善促進資金(新スーパーS資金)						○	○	○			■認定農業者	■認定農業者 個人：500万円(畜産・施設園芸経営を含む場合は2,000万円) 農業法人：2,000万円(畜産・施設園芸経営を含む場合は8,000万円)	1年以内(農業経営改善計画期間内での書替可)	当座貸越 ※4	随時返済方式	
	③青年等就農資金(旧・就農支援資金)		○	○	○		○	○	○			○	■認定新規就農者(認定就農者) 青年：18歳以上45歳未満 知識・技能を有する者：65歳未満 ■農業法人(新たに経営を開始する、青年等が役員の大半を占める法人)	3,700万円(旧・就農支援資金の追加融資を受ける場合は合算)	12年以内(うち据置期間5年以内)	証書貸付	元金均等返済
J A プ ロ バ ー 資 金	④農業振興資金	○	○	○	○	○	○	○			○	■個人 ■農業法人・任意団体	所定額の範囲内	長期資金：25年以内(うち据置期間3年以内)(原則借入対象物の耐用年数以内) 短期資金：1年以内	証書貸付	元利均等返済 または 元金均等返済	
	⑤JA 農機ハウスローン			○	○	○						■個人：18歳以上完済時76歳未満(前年度税込年収が150万円以上) ■農業法人・任意団体(設立後1年未満の場合、前年度税込年収が150万円以上)	所定額の範囲内(1000万円)	1年以上10年以内(他金融機関からの借換えの場合当初借入期間の残存期間以内)	証書貸付	元利均等返済 または 元金均等返済	
	⑥アグリスーパー資金						○	○	○			■農業法人・任意団体(設立後1年未満の場合、前年度税込年収が150万円以上)	2,000万円以内(水田経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)の交付金相当額および農産物販売代金相当額範囲内)	1年以内	当座貸越 ※4	随時返済方式	
	⑦営農ローン(協会型)							○				■個人(20歳以上75歳未満)	300万円(担保無) 1,000万円(担保有)	1年以内	当座貸越 ※4	随時返済方式	

○・・・対象となる(対象となる可能性がある場合を含む)

※1 金利および担保・保証等の詳しい条件につきましては、最寄りのJA(本所・支所)までお問い合わせ下さい。

※2 農地の取得については500万円以内となります。また貸付金額が500万円以下の場合は簡易手続きが可能となります。

※3 農機具購入のみ、家畜購入育成資金のみの場合は、認定農業者・認定農業者以外の農業者は7年以内(うち据置期間2年以内)、認定就農者は10年以内(うち据置期間5年以内)となります。

※4 他の当座貸越との併用はできません。

※5 証書貸付と手形貸付が可能です。しかし、手形貸付は鳥取県農業信用基金協会の保証を付さない場合に限りです。

※6 手形貸付の場合、元金一括払い(利息前取)となります。証書貸付の場合、元金一括・利息分割払いとなります。